

令和8年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業
(コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金)

公募要領

Ver.2.0

2026年(令和8年)5月

令和8年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業事務局

【応募方法】

本公募では、補助金申請システム「J グランツ」にて応募申請を受け付けます。

J グランツでは、電子的に申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対する事務局からの通知は、原則として当該申請システムで通知等を行います。J グランツを利用するには、G ビズ ID プライム等の取得が必要です。

J グランツ操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

目次

補助金を申請される事業者の皆さまへ.....	4
1. 間接補助事業の概要.....	6
1.1. 事業名称.....	6
1.2. 事業目的.....	6
1.3. 予算.....	6
1.4. 事業スキーム.....	7
2. 補助対象等.....	8
2.1. 補助対象者.....	8
2.2. 応募申請者.....	9
2.3. 採択者.....	9
2.4. 交付申請者.....	9
2.5. 間接補助事業者.....	9
3. 補助対象となる事業.....	10
3.1. 間接補助事業の要件.....	10
3.2. 申請単位.....	17
3.3. 補助対象経費.....	18
3.4. 補助率及び補助金額.....	19
3.5. 事業期間.....	20
3.6. その他.....	20
4. 補助対象となる事業を申請する事業者.....	21
4.1. 間接補助事業者の義務等.....	21
4.2. 補助金を支給しない間接補助事業者の要件.....	22
5. 応募申請.....	23
5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール.....	23
5.2. 応募申請の受付期間.....	23
5.3. 提出方法・提出先.....	23
5.4. 提出書類.....	24
5.5. 応募申請の審査.....	24
5.6. 審査結果の通知.....	30
5.7. 公開等.....	30
5.8. 事前着手.....	30
6. 交付申請.....	32
7. 進捗確認等について.....	32
(主に事前着手届出を検討される方向け) 補助金ルールの基本説明について.....	33
間接補助事業全体の流れ(概要)	34

問合せ先	35
事務局問合せ先.....	35
事務局ウェブサイト.....	35

補助金を申請される事業者の皆さまへ

「令和 8 年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業（コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金）（以下「間接補助事業」という。）」の補助金応募申請をする事業者、採択されて補助金を交付申請、受給される事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「施行令」という。）、令和 8 年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業（コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金）交付規程（以下「交付規程」という。）をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む。）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施しますので、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大 36 ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
掲載アドレス：https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で間接補助事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了した経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（間接補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
掲載アドレス：https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）しようとするときは、事前に処分内容等について令和 8 年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業事務局（コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金事務局）（以下「事

務局」という。)及び経済産業大臣の承認を受けなければなりません。また、その際に補助金の返還が発生する場合があります。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

※処分制限期間とは、間接補助事業で導入した設備等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める年数の期間をいう。

- ⑧ 間接補助事業に係る資料（申請書類、その他の書類、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、間接補助事業の完了（廃止等の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

1. 間接補助事業の概要

1.1. 事業名称

令和8年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業（コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金）

1.2. 事業目的

令和7年2月18日に閣議決定した「GX2040 ビジョン」では、GX分野での投資を通じて、①革新技術を活かした新たな GX 事業を次々と創出し、②日本の強みである素材から製品に至るフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用や DX によって高度化された産業構造を目指すことを示した。これを受け、GX 産業構造の実現に向けた取組の一つとして GX 産業立地政策の考え方を提示し、同年8月に「GX 戦略地域制度」を創設した。

本制度は、産業資源であるコンビナート等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、自治体及び事業者の発意で「新たな産業クラスター」を創出することを目的としている。4つの類型に分類されるが、特に「コンビナート等再生型」では、電力・用水・道路等のインフラが既に整備されている一方で、活用されていないコンビナート等のスペースを「貴重な資産」として位置付けている。これらの資産と、スケールアップ拠点となる産業用地の不足が課題になっている新たな GX 事業の担い手を結び付けることで、ブラウンフィールドを活用した GX 型産業クラスターの形成を推進する。自治体等による強いコミットメントを前提に、こうした取組を実施することで、「世界で勝てる GX 産業拠点の形成」を目指している。

上記背景を踏まえ、「令和8年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業（コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金）」では、「GX 戦略地域制度」における「コンビナート等再生型」の有望地域で事業を行う民間事業者等に対し、インフラ転換や共用ユーティリティの拡張・延伸、共用施設の設備投資に係る基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定、LOI 獲得へのサプライチェーン評価と交渉に必要な経費の一部を支援する。これにより、新事業の担い手による投資の意思決定及びオフテイク確保等を後押しし、「コンビナート等再生型」事業が目指す「世界で勝てる GX 産業拠点の形成」の促進に寄与することを目的とする。

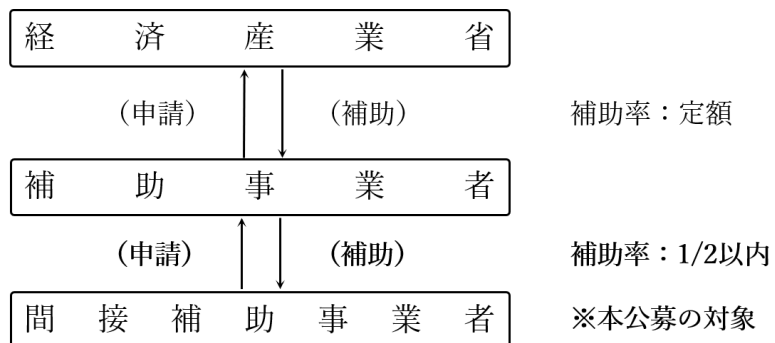
※ 本公募要領では、Pre-FEED（Pre-Front End Engineering Design）及び FEED（Front End Engineering Design）初期を対象とする支援である「令和8年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業（コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金）」を、上述のとおり「間接補助事業」と定義する。また、FEED 以降の段階を含む将来の事業計画を、以下「提案事業」と定義する。

1.3. 予算

約 2,766,000,000 円

1.4. 事業スキーム

間接補助事業のスキームは以下のとおりである。



2. 補助対象者等

2.1. 補助対象者

原則、補助対象となる事業（「3. 補助対象となる事業」に規定する事業をいう。）の申請を行える事業者は、以下の全ての要件を満たす事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

- 「GX 戦略地域制度」における「コンビナート等再生型」の有望地域において事業を行う民間事業者及び選定された地方公共団体（以下「選定地方公共団体」という。）等で構成するコンソーシアム等
- 以下の遵守事項を遵守すること。なお、違反した場合、その申請が無効と扱われ、若しくは選定地方公共団体においても、選定が取り消されることがある。
- 共同申請者等の関連するその他の事業者等についても以下の全ての要件を満たすよう、適切に管理すること。
 - ① 本公募要領が公示された日から採択の通知がされる日までの間は、公募による審査手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する行動は行わないこと。
 - ② 公募への参加意思がある他の応募申請者に係る当該公募に関する情報を収集する活動及び当該公募に関する自らの情報を公募への参加意思がある他の応募申請者に提供する活動を行わないこと。
 - ③ 記載した事項に偽り等がないこと。
- 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。
- 提案事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 提案事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置、又は、指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 次のいずれかに該当する事業者ではないこと。
 - イ. 役員等のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - ロ. 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - ハ. 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - ニ. 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ. 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用する等している事業所
 - ヘ. 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - ト. 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - チ. イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用する等している事業所

2.2. 応募申請者

事務局が規定する応募申請（「5. 応募申請」をいう。）を電子申請等により期日までに提出した補助対象者のことをいう。

2.3. 採択者

応募申請者のうち、採択審査によって採択決定された者のことをいう。

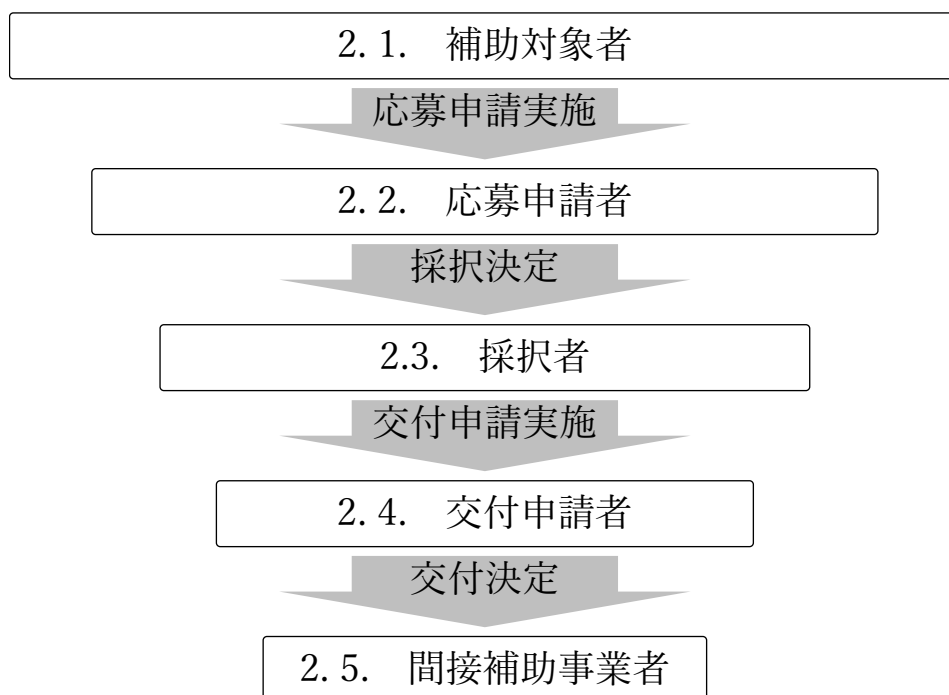
2.4. 交付申請者

採択者のうち、事務局が別途規定する交付規程に基づき交付申請を電子申請等により期日までに提出した者のことをいう。

2.5. 間接補助事業者

交付申請者のうち、交付申請に係る交付決定通知を受けた者のことをいう。

図1：補助対象者等の定義



3. 補助対象となる事業

間接補助事業の趣旨に鑑み、民間事業者及び選定地方公共団体等の強いコミットメントを前提として、「世界で勝てる GX 産業拠点の形成」を目指す取組のうち、有望地域における投資の意思決定、オフテイク確保及びその後の拠点形成につながる Pre-FEED 及び FEED 初期段階の基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定等を補助対象とする。

補助対象となる具体的な事業は、「燃料転換」、「製造プロセス転換」、「GX 製品の製造・研究開発」、「共用設備・施設の稼働」の4つの類型に区分される。

また、「3.1. 補助対象事業の要件」については事業の類型ごとに異なるため、特に注意すること。

表 1：補助対象となる事業の類型

	類型	事業内容
(1)-1	燃料転換	自家発電設備やエチレン製造設備、工業炉、高炉等の燃料転換に係る基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定に必要な経費への支援
(1)-2	製造プロセス転換	補助対象となる化石由来原料不使用の化学製品製造設備及びそれに関連する附帯設備への転換に係る基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定に必要な経費への支援
(2)	GX 製品の製造・研究開発	分野別投資戦略に該当する GX 製品又は「投資促進策」の基本原則及び「投資促進策」の執行原則に則りカーボンニュートラルの実現に寄与する製品の製造・研究開発に向けた基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定、LOI 獲得へのサプライチェーン評価と交渉に必要な経費の支援
(3)	共用設備・施設の稼働	共用ユーティリティの拡張・延伸、共用施設の設備投資に係る基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定、LOI 獲得へのサプライチェーン評価と交渉に必要な経費の支援

3.1. 間接補助事業の要件

3.1.1. 全ての類型に共通する要件

間接補助事業の趣旨に鑑み、全ての類型においては以下の要件の全てを満たすものとする。

- ・ 提案事業が競争性・成長性のある GX 新産業の創出に向けて、「革新性」「経済性/実現可能性」「インパクト」を兼ね備えたものとなっていること。詳細は、「5.5.1. 主な審査内容」を参考にすること。
- ・ Pre-FEED 及び FEED 初期に該当する初期エンジニアリング・調査に係るものとして、プロジェクトの事業化判断及び FEED への移行可否の判断に必要な範囲の検討を行うものであること。
- ・ 選定地方公共団体の申請計画と合致していること。

- ・ 事業主体となる民間事業者及び選定地方公共団体が、提案事業を経営戦略等における重要な取組として位置付け、資金、組織体制、地域共生に向けた取組等を明確化する予定であること。
- ・ 第三者委員会が実施する面接審査がある場合に、提案する民間事業者等の代表権を有する者が参加できること。詳細は、「5.5.1. 主な審査内容」を参照すること。
- ・ 間接補助事業者として採択された後、GX 戦略地域制度の審査時等に経済産業省から求めがあった場合は、実施状況報告書を提出すること。
- ・ GX 戦略地域制度の審査の結果によらず、経済産業省等から指摘があった場合には、速やかに補助対象事業の事業計画を見直し、適宜反映すること。

3.1.2. (1)-1 燃料転換の要件

間接補助事業の趣旨に鑑み、石炭等を燃料とする特定の設備において、大幅な排出量削減に資するバイオマス燃料、低炭素水素等燃料等への転換に伴う投資に向けた基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定等を行う間接補助事業であって、以下の要件の全てを満たすものとする。

- ・ 表 2 に示す要件を満たす設備において燃料の転換を行うことに関する提案事業であること。
- ・ 表 3 に示す要件を満たす燃料への転換であること。
- ・ 間接補助事業年度終了後、10～15 年度（申請者が設定したカーボンニュートラル移行期の終点）後を目途に直接排出（Scope1）で CO2 排出削減※を達成できると見込まれること。なお、現時点では、Pre-FEED 及び FEED 初期段階での申請となるため、事業として投資判断をしない可能性も将来的に想定されるケースもあるが、FEED 及び FID を順調に終えて、商業化した際を想定して記載すること。

※ 削減率算定に用いる基準とする CO2 排出量は、原則、直近 3 年間の平均値を用いる（令和 5 年度～7 年度）。ただし、当該 3 年間において市況環境の急激な悪化等 CO2 排出量にボラティリティが発生していた場合には、当該年を除いて定常的な市場環境等の 3 年分の平均値を採用することとする。なお、CO2 排出量の積算対象範囲は、間接補助事業者が合理的な方法で算出すること（対象範囲例：工場又は事業所単位、表 2 に定める補助対象設備単位（自家発電設備単位等））。

- ・ 設備の脱炭素化に留まらず、製品の脱炭素化を目指す提案事業であること。さらに、将来的には製品の脱炭素化を環境価値としてオフテイカーと交渉し、自社の成長につなげる提案事業であること。

表 2 : (1)-1 燃料転換 補助対象事業の要件（設備に関するもの） 1/2

設備		要件	補足説明
発電設備等	自家発電設備等 （蒸気タービン発電機・ガスタービン発電機、蒸気ボイラ）	蒸気タービン発電機・ガスタービン発電機、蒸気ボイラであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備において、電力会社への売電目的の場合は対象外とする。 ・コージェネレーションシステム等も対象とする。
	共同火力発電設備等（蒸気タービン発電機・ガスタービン発電機、蒸気ボイラ）	<p>対象となる発電設備等は、以下を全て満たすものとする。</p> <p>① 間接補助事業終了後（自家発電設備から共同火力発電設備等への切り替え含む。）において、化学・紙パルプ・セメント等（以下「補助対象業種」という。）向けに供給されるものであること。</p> <p>② 当該共同火力発電設備等が電気事業法第38条第4項第1号から第5号に該当しないものであること。</p> <p>③ 当該共同火力発電設備等を所有する法人等に対する出資者に補助対象業種に属するものがいること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備等、受電設備等が対象となり得る。どちらか一方のみが要件を満たす場合においては、要件を満たすもののみを対象とすることができる。 ・共同火力発電設備等の場合、発電設備等全体ではなく、適切な方法により按分の上、補助対象業種による負担とみなされる部分のみを補助対象とする。 ・コージェネレーションシステム等も対象とする。
	対象となる受電設備等は、以下を全て満たすものとする。	<p>① 上記発電設備等における要件①から③のうち、少なくとも①と②を満たす発電設備等への設備投資に伴い、設備投資が必要となる受電設備等であること。</p> <p>② 受電設備等を補助対象業種に属する者が所有していること。</p>	
エチレン製造設備		ナフサ等を熱分解し基礎化学品を精製する設備であること。	—
工業炉		設備投資が必要となる工業炉であること。	—

表 2：(1)-1 燃料転換 補助対象事業の要件（設備に関するもの） 2/2

設備	要件	補足説明
高炉	高炉又は転炉を用いた製造プロセスから、電炉を用いた製造プロセスへの転換を行う事業であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・粗鋼生産当たりのエネルギー起源 CO2 排出量が、プロセス転換前に比べて削減されると見込まれること。 ・革新的な技術の導入等によって、溶鋼中の不純物の濃度について、高炉・転炉による製造プロセスと同程度のものに制御することができると見込まれること。
附帯設備	上記の各設備への設備投資に伴い、設備投資が必要となる附帯設備であること。	—

表 3：(1)-1 燃料転換 補助対象事業の要件（転換後の燃料に関するもの）

要件	燃料	説明
転換後の燃料が右記のいずれかであること	LNG（都市ガス）	提案事業の計画段階において、低炭素水素等の利用を前提とした需要側設備の設計を行う事業を対象とする。ただし、トランジション期 ^{*1} における現実的な措置として、LNG 等への燃料転換を含む計画も対象として容認する。
	廃棄物	廃タイヤ、廃プラスチック等を対象とする。
	バイオマス	ブラックペレット、黒液、廃食油等を対象とする。
	低炭素水素等	水素等は、水素の他にアンモニア、合成メタン、合成燃料を対象とする。
	電力	提案事業の計画段階において、再生可能エネルギー電力の利用を前提とした需要側設備の設計を行う事業を対象とする。ただし、トランジション期 ^{*1} における現実的な措置として、化石燃料由来の電力利用を含む計画も対象として容認する。
	その他	上記以外に事務局が妥当であると判断した燃料を対象とする。

※1 石炭等から LNG 等への転換に至るまでの期間を指す。本提案事業においては、原則として間接補助事業終了年度から 10～15 年度以内を目安とする。なお、現時点では、Pre-FEED 及び FEED 初期段階での申請となるため、事業として投資判断をしない可能性も将来的に想定されるケースもあるが、FEED 及び FID を順調に終えて、商業化した際を想定した目安を提示している。

また、石炭あるいは LNG 等からバイオマス、低炭素水素燃料、再生可能エネルギー電力への転換に至るまでの期間はカーボンニュートラル移行期とする。

3.1.2. (1)-2 製造プロセス転換の要件

間接補助事業の趣旨に鑑み、カーボンニュートラルに向けた取組を推進することを通じて、競争力強化につながる原料転換等の製造プロセス転換を伴う投資に向けた基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定等を行う間接補助事業であって、表 4 に記載する要件と以下の要件の全てを満たすものとする。

- ・ 将来的に表 4 に示す補助対象生産物を着実に市場展開させる観点から、マーケットイン型での市場獲得を目指す提案事業であること（既存のサプライチェーンの枠を超えて、自らオフテイカー（ブランドオーナー、最終製品メーカー）と意見交換を実施する計画を有する等）。

ただし、燃料用途向けのみの化学品を製造する設備は補助対象外とする（原料用途向け、燃料用途向けかの区別は生産能力や生産計画量で判断すること）。

表 4：(1)-2 製造プロセス転換 補助対象事業の要件

項目	要件
補助対象生産物	化石由来原料不使用の化学製品（CCU の場合は、低炭素水素等を原料とした化学製品とする。）であること。
補助対象設備	上記の補助対象生産物製造設備及びそれに関連する附帯設備であること。
補助対象技術方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケミカルリサイクル（例：廃プラスチックを原料とした熱分解油由来の基礎化学品製造、廃プラスチックからの基礎化学品製造等※1） ・ バイオケミカル（例：パルプ等からのエタノール製造、バイオエタノールからの基礎化学品製造等） ・ CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization：二酸化炭素の分離回収と有効利用）
商用生産開始年度	<p>間接補助事業終了年度から 10～15 年度後目途であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象期間において実証規模の生産能力を有する設備の整備であっても、10～15 年度後目途で商用規模の生産能力（上記のグリーン化学製品の生産能力をいう。）を有する設備の整備を計画し商用規模の生産の開始を予定しているものは対象とする。なお、現時点では、Pre-FEED 及び FEED 初期段階での申請となるため、事業として投資判断をしない可能性も将来的に想定されるケースもあるが、FEED 及び FID を順調に終えて、商業化した際を想定して記載すること。

CO2 排出削減	製造プロセス転換を通じて、提案事業実現時に国内の CO2 排出量に対し排出削減効果が見込まれること※2。
----------	--

※1 ケミカルリサイクル技術を用いた目的生産物の関係は次の表 5 のとおりとする。ガス化をする場合の目的生産物は、ガス化設備で生産される物質ではないため留意すること。

※2 評価手法は特定の手法に限定しないが、間接補助事業者は CO2 排出削減率を算定するに当たって採用した手法の採用理由を記載すること。

表 5：ケミカルリサイクル技術を用いた目的生産物の関係

方式	ケミカルリサイクル設備からの製造物	目的生産物
油化	生成油（原油）、ナフサ等	左記と同様
ガス化	水素、一酸化炭素等	メタノール、アンモニア等
モノマー化	スチレンモノマー等	左記と同様

3.1.3. (2) GX 製品の製造・研究開発の要件

間接補助事業の趣旨に鑑み、カーボンニュートラルの実現に寄与し、産業競争力向上と排出削減の両立の実現に資する削減実績量や削減貢献量の大きい GX 製品の製造・研究開発に向けた基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定等を行う間接補助事業であって、以下の要件の全てを満たすものとする。

- ・ 表 6 に示す要件を満たす GX 製品又は「投資促進策」の基本原則及び「投資促進策」の執行原則に則りカーボンニュートラルの実現に寄与する製品の製造・研究開発に向けた提案事業であること。
- ・ GX 製品の製造・研究開発を通じて、提案事業実現時に国内の CO2 排出量に対し排出削減効果が見込まれること。
- ・ 間接補助事業終了年度から 10～15 年度後を目途に商用生産開始に向けた計画を有すること。なお、現時点では、Pre-FEED 及び FEED 初期段階での申請となるため、事業として投資判断をしない可能性も将来的に想定されるケースもあるが、FEED 及び FID を順調に終えて、商業化した際を想定して記載すること。
- ・ 将来的に GX 製品を着実に市場展開させる観点から、マーケットイン型での市場獲得を目指す提案事業であること（既存のサプライチェーンの枠を超えて、自らオフテイカー（ブランドオーナー、最終製品メーカー）と意見交換を実施する計画を有する等）。

表 6：(2) GX 製品の製造・研究開発/(3)共用設備・施設の稼働 補助対象事業の要件^{※1}

分野別投資戦略の分野	該当製品（例）
鉄鋼	グリーン・スチール
化学	グリーンケミカルを用いた高機能誘導品
紙パルプ	バイオマス素材
セメント	CO2 を用いたコンクリート
自動車	電動車、燃料電池自動車
蓄電池	次世代蓄電池
航空機	次世代航空機
持続可能な航空燃料 (SAF)	持続可能な航空燃料（SAF）
船舶	水素燃料船、アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船等のゼロ エミッション船
くらし	—
資源循環	—
AI・半導体	次世代パワー半導体、次世代グリーンセンター
水素等	低炭素水素、アンモニア、合成メタン、合成燃料
次世代型太陽電池	次世代型太陽電池
浮体式等洋上風力	浮体式等洋上風力
次世代型地熱	次世代型地熱技術
原子力（次世代革新 炉）・フュージョンエ ネルギー	原子力（次世代革新炉）・フュージョンエネルギー
CCS	CO2 分離・回収技術

※1 経済産業省「GX 実現に向けた投資促進策を具体化する『分野別投資戦略』を改定しました」を参照している。<https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251226003/20251226003.html>。

3.1.4. (3) 共用設備・施設の稼働の要件

間接補助事業の趣旨に鑑み、GX 戦略地域における新事業創出に際して求められる GX 性・新事業への不可欠性・公益性を満たした共用ユーティリティの拡張・延伸、共用施設の設備投資に係る基本・詳細設計や必要な費用試算、事業収益性評価等を行う間接補助事業であって、以下の要件の全てを満たすものとする。

- ・ 表 6 に示す要件を満たす事業又は「投資促進策」の基本原則及び「投資促進策」の執行原則に則りカーボンニュートラルの実現に寄与する事業による当該施設の使用占有率 50%以上を目指した提案事業であること。
- ・ 共有設備・施設を活用する事業者の事業実施を通じて、提案事業実現時に国内の CO2 排出量に対し排出削減効果が見込まれること。なお、共有設備・施設の場合、各社の CO2 排出削減量^{※1}を算出す

ること。

- ・ 将来的に表 6 に示す要件を満たす事業等の使用占有率 50%以上を着実に実現する観点から、共同利用促進に向けた需要家獲得を目指す取組を計画していること。(自ら利用候補事業者と意見交換を実施する計画を有する等)。なお、共有設備・施設の場合、各社の使用占有率を記載すること。

※1 評価手法は特定の手法に限定しないが、間接補助事業者は CO2 排出削減率を算定するに当たって採用した手法の採用理由を記載すること。

3.2. 申請単位

原則、「GX 戦略地域制度」における「コンビナート等再生型」の有望地域に選定されたエリアにおいて事業を行う個別事業案単位で申請すること。補助対象事業をエリア内の複数の事業所で行う計画であっても、個別事業案として一体的に行う場合は、当該事業案を一つの申請単位とすること。

この際、事業を行う民間事業者 1 社を幹事会社とした上で、**必ず選定地方公共団体を共同申請者**として申請すること。また、幹事会社及び選定地方公共団体のみでは補助対象事業を実施する計画が成立しない以下の場合、複数事業者での共同申請を認める。なお、幹事会社は、申請及び事業実施に関して共同事業者の管理義務を負う(以降、同一の共同申請を実施する応募申請者を共同事業者という。共同事業者は幹事会社と共同申請者から構成される。)

- ・ 複数事業者が一体的に燃料転換、製造プロセス転換、GX 製品の製造・研究開発、共用設備・施設の稼働を行う想定である場合(一部工程・業務を別事業者が担う場合等)
- ・ その他、事務局が共同申請として認める場合

なお、複数事業者での共同申請を行う場合、以下に記載する機微情報について共同事業者間で連携することができない可能性を考慮して、応募申請書類の提出については配慮を行う。配慮を求める場合は事務局に問合せを行うこと。

(機微情報)

- ・ 事業戦略に関する情報(例:低炭素な基礎化学品を製造の上、それを原料とした誘導品領域に関する事業戦略(誘導品名、オフテイカー情報、売上目標、マーケティング戦略、IRR 等の事業性判断の指標等))
- ・ その他、幹事会社が事務局と事前に協議の上、機微情報として扱うべきと事務局が判断した情報

3.3. 補助対象経費

間接補助事業の趣旨に鑑み、民間事業者及び選定地方公共団体等の強いコミットメントを前提として、「世界で勝てるGX産業拠点の形成」を目指す取組のうち、有望地域における投資の意思決定、オフテイク確保及びその後の拠点形成につながる、Pre-FEED及びFEED初期段階の基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定等を補助対象とする。具体的にはインフラ転換や共用ユーティリティの拡張・延伸、共用施設の設備投資に係る基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定、LOI獲得へのサプライチェーン評価と交渉に要する経費が補助対象となる。詳細な補助対象経費の区分及び概要は、表7を参照すること。

※ 以下の①、②、③の条件を全て満たす経費である必要がある。

- | |
|---|
| ① 使用目的が間接補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 |
| ② 交付決定日以降、間接補助事業期間内に発注（契約）を行い支払った経費 |
| ③ 間接補助事業完了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い実績等が確認できる経費 |

※ 交付決定日より前に発注（契約）を行った経費は原則補助対象外とする。なお、例外については、「5.8. 事前着手」で後述する。

※ 補助対象経費に係る消費税は補助対象外とする。

表 7 補助対象経費の区分及び概要

補助対象経費の区分	概要	補助率
人件費	インフラ転換や共用ユーティリティの拡張・延伸、共用施設の設備投資に係る基本・詳細設計と必要費用試算に必要な間接補助事業者の人件費。 事業収益性評価と事業計画策定、LOI獲得へのサプライチェーン評価と交渉に必要な人材に支払う経費。	1/2 以内
委託・外注費	インフラ転換や共用ユーティリティの拡張・延伸、共用施設の設備投資に係る基本・詳細設計と必要費用試算に必要な業務を外部の企業又は個人に依頼したときに発生する経費。 事業収益性評価と事業計画策定、LOI獲得へのサプライチェーン評価と交渉に必要な業務を外部の企業又は個人に依頼したときに発生する経費。	
その他	間接補助事業の実施に必要な備品に係る経費。Pre-FEED及びFEED初期段階における小規模の設備・機器を購入して実験する際の購入費を含む。なお、「資産」として貸借対照表に計上するものについては補助対象外とする。	

※ 補助金交付決定額については、本公募に係る審査及び交付申請における審査の結果、交付申請額を下回る可能性がある。

※ 補助対象経費は、間接補助事業を遂行するために真に必要かつ適切な経費とし、以下の点に留意すること。

- ・ 間接補助事業においては、自社の労務費も補助対象となり得る。ただし、自社の労務費を計上する場合の経理処理において、直接雇用の人員については、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省）の件費に倣う。特に時間単価については、利益排除されていることが前提となる。また、間接雇用の人員については、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省）の補助員件費に倣う。
- ・ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を算出する。
- ・ 対象経費の精査が必要となるため、内容、金額の詳細を示すこと。

※ 申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となる。

※ 審査に当たっては、地域間の公平性等も考慮する場合がある。

※ 次のいずれかに該当する経費については**補助対象外**とする。

- ・ 交付決定日より前に発注、契約、支出等を実施したもの（例外については、「5.8. 事前着手」で後述する。なお、事前着手が認められた場合であっても、今回の応募申請に要する経費は補助対象外とする。）
- ・ 間接補助事業者以外が発注したもの（他者が発注したものの所有権を間接補助事業者に移転した場合も含む。）
- ・ Pre-FEED 及び FEED 初期^{※1}に該当せず、固定資産取得を含む FEED に該当する業務又はこれと同等の詳細度を有する設計業務に係る経費
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 文房具等の事務用品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
- ・ 借入金等の支払い利息及び遅延損害金
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（コンピュータ、プリンタ等）の購入費
- ・ 価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 間接補助事業実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※1 FEED 初期には、固定資産取得を含めない

3.4. 補助率及び補助金額

採択者から交付申請された経費のうち、補助対象経費として認められた金額に表 7 に示す補助率を乗じた金額を補助する。なお、補助金交付決定額は、本公募に係る審査及び交付申請における審査の結果、交付申請額を下回る可能性がある。また、補助金額は交付決定額を上限とする。

3.5. 事業期間

本公募で採択された場合は、原則として令和8年8月31日までに本補助金の交付申請を行う必要がある。交付決定後は、間接補助事業に係る基本・詳細設計に係る発注等、速やかに事業に着手し、遅くとも令和9年2月26日までに、間接補助事業を終了（基本・詳細設計や採算性評価等が完了し、それらの経費が全て支払われた時点をいう。以下同じ。）すること。

3.6. その他

- ① 今回の応募申請により提出された補助金交付申請額（補助率を含む。）が交付決定額となるものではない。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知する。
- ② 補助金の支払いは、原則、間接補助事業終了後、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となる。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もある。
- ③ 今回の応募申請に要する経費は、補助対象外とする。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は原則として認められない。なお、他の制度との併願・併用について疑問等があれば、事前に事務局に相談すること。
- ⑤ 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の実施上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、入札に準じた形で3者見積を取得することが原則となる。3者見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外とする。（過去の発注実績による随意契約等は、原則認められない。）
見積取得に当たっては、見積業者に対して間接補助事業者自身が同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施すること。

4. 補助対象となる事業を申請する事業者

4.1. 間接補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金適正化法等の規定を遵守すること。

- ① 間接補助事業者は、交付決定を受けた後、間接補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは間接補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に事務局の承認を得なければならない。
- ② 間接補助事業者は、間接補助事業の交付年度中の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければならない。
- ③ 間接補助事業者は、基本・詳細設計や採算性評価等が完了した日から起算して30日を経過した日、又は、令和9年2月26日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- ④ 間接補助事業者は、間接補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、間接補助事業の終了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ⑤ 間接補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産について当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）しようとするときは、事前に処分内容等について事務局及び経済産業大臣の承認を受けなければならない。また、その際に補助金の返還が発生する場合がある。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがある。
- ⑥ 間接補助事業者は社会経済情勢の変化や間接補助事業者等自身における事情の変更により、処分制限財産の補助金等の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する処分その他の処分をすることについて、補助金適正化法第22条の承認をした方が補助金等の交付目的に資する、又は処分制限財産の有効活用に寄与すると認められる場合がある。
- ⑦ 間接補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表してもらう場合がある。
- ⑧ 間接補助事業者は、機密情報の流出・漏えい事案が生じた場合、経済産業省に速やかに相談し、必要に応じて事案の概要等について報告しなければならない。

4.2. 補助金を支給しない間接補助事業者の要件

事務局は、間接補助事業者が、次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不適当であると認める場合、補助金を支給しない。

不支給要件
イ. 偽りその他不正の手段によって、補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等、及び補助金適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等、並びに施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合
ロ. 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合
ハ. その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）
ニ. 事業主、又は事業主が法人であり、当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
ホ. 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（へに掲げる場合を除く。）
ヘ. 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
ト. 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
チ. 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第19号に掲げる行為を行った場合
リ. 前各号に掲げる場合の他、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合
ス. 前各号に掲げる場合の他、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告された場合

5. 応募申請

5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール

令和8年5月11日（月）	公募開始
令和8年6月10日（水）18時	公募締切
令和8年6月11日（木）～	採択審査
令和8年7月上中旬頃	採択先公表
令和8年8月31日（月）	交付申請期限

- ・ 採択先公表以降のスケジュールは、応募申請件数次第で前後する可能性がある。
- ・ 原則として交付決定後、事業開始（発注、契約、支出等）が可能となる（発注先への内示も発注行為とみなす。）
※ 事前着手届出を行い、事前着手受理通知を受けた場合は、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降、発注、契約、支出等が可能となる。

5.2. 応募申請の受付期間

令和8年5月11日（月）～令和8年6月10日（水）18時まで（必着）

※上記期間にJグランツで届出を実施・完了すること。

5.3. 提出方法・提出先

申請書類の提出について、以下の内容について十分に注意すること。

注意事項：

- ・ 「5.2. 応募申請の受付期間」に記載の受付期間に対応を完了する必要がある。特に、複数事業者での共同申請の場合は共同事業者（幹事会社及び全ての共同申請者）において、上記受付期間内に対応を完了する必要があることに注意すること。
- ・ いかなる場合も、事務局は応募申請状況に関する問合せを受け付けない。特に複数事業者での共同申請の場合は、幹事会社の責任において共同申請者の対応状況についても管理を行うこと。
- ・ 事務局が指定する方法以外により応募申請書類が提出され、それに伴い意図せず機微情報が共同事業者の間で共有されてしまった場合、事務局は一切その責任を負わない。

補助金申請システム「Jグランツ」にて、応募申請書類を提出すること。Jグランツでは、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する事務局からの通知等も、原則として当該申請システムで行う。Jグランツを利用するには、GビズIDプライムの取得が必要となる（未取得の場合）。

※ Jグランツ操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」を参照すること。

※ 提出先は、以下に記載のウェブサイト（J グランツ）となる。

令和 8 年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業
（コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金） J グランツ、応募申請

URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYiDMAX>

（注 1） 受付期間以降の提出（修正、差替、追加を含む。）は受け付けない。

（注 2） 郵送、持参、FAX 及び電子メール等による提出は受け付けない。

また、入力内容及び資料に不備がある場合は、審査対象とならない可能性がある。

5. 4. 提出書類

- ① 提出に際しては、指定の様式を必ず使用すること。公募要領や申請書様式等は、事務局ウェブサイト若しくは J グランツからダウンロードすること。なお、提出前に再度最新の様式を用いて申請書類を作成しているか確認を行うこと。
- ② 応募申請に係る審査は、提出書類に基づく書面審査により実施する。また、審査期間中、必要に応じ追加説明資料の提出を求めることがある。なお、応募に係る審査の結果、不採択となる場合がある。
- ③ 提出書類や追加説明資料は返却しない。

5. 5. 応募申請の審査

5. 5. 1. 主な審査内容

採択の審査は、事務局内に設置される第三者委員会において行う。採択審査は提出書類に基づく書面審査により実施し、必要に応じて面接審査を実施する場合がある。審査に当たっては、地域間の公平性等も考慮する場合がある。

面接審査を実施する場合は、非公開で開催し、以下「審査項目」に該当する内容を確認するために実施する。参加者は、提案する企業等の代表権を有する者の参加を検討している。複数事業者での共同申請の場合は、幹事会社の代表権を有する者の参加を検討しており、共同申請者の代表権を有する者の参加は任意とする。

- ・ 面接審査は 1 申請当たり最大 1 時間を予定しているが、面接対象となる共同申請者数及び応募申請件数次第で前後する可能性がある。
- ・ 面接審査を実施する場合の日程は、公募締切後に事務局より対象事業者へ連絡し、別途調整を行う。

また、間接補助事業の予算額を上回る申請総額があった場合等には、応募申請者や当該応募事業の選定地方公共団体に対してヒアリングを行うことがある。

なお、審査の経過等、審査に関する応募申請者等からの問合せには応じられない。また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）がある等の場合には、審査の対象とならない可能性がある。

<審査項目 1/6>

観点	評価基準
①基本的事項の審査	
ア.基本的要件 (必須項目)	「1.2 事業目的」に掲げる間接補助事業の目的に合致しており、かつ「3.1 補助対象事業の要件」に掲げる要件を満たしているか
イ.適格性 (必須項目)	「2.1 補助対象者」に掲げる要件を満たし、「4.2 補助金を支給しない間接補助事業者の要件」に当たらないことが確認できるか
ウ.経営層のコミットメント (必須項目)	提案内容について経営者のコミットメントが直筆の署名等、文書で提出されているか。なお、経済産業省は、提出された書面又はその内容を対外的に使用（公表を含む。）することがある
エ.選定地方公共団体のコミットメント (加点項目)	選定地方公共団体として、提案事業及び間接補助事業に対し自主財源を活用した FEED 以降の推進支援や都市計画への反映、地域の用地・人材への配慮等についてコミットメントを予定しているか（選定地方公共団体より推薦状及び全体構想案を別途提出いただく。）
オ.財務の健全性 (必須項目)	提案事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

<審査項目 2/6>

観点	評価基準
②間接補助事業/提案事業の実現性の審査	
ア.概要 (必須項目)	間接補助事業を実施することで目指す状態や獲得したい成果が明確化されており、合理的か ※なお、事業計画書においては、事業期間終了時 FEED へ移行するための投資判断基準や評価項目について記載し、現状分析（既存の調査結果やこれまでの調整状況についても記載）及びそれに基づく調査計画・内容を記載すること
イ.間接補助事業の実施内容・スケジュール (必須項目)	(i) 期間内に基本・詳細設計や採算性評価等を完了する上でスケジュールが妥当か
(加点項目)	(ii) 間接補助事業の規模及び金額が妥当であるか (iii) 間接補助事業終了後のスケジュールについても具体的かつ現実的であり、後続フェーズを見据えた設計が立案されているか（FEED 以降の資金調達や事業計画も根拠とともに一定確認できるか、間接補助事業の実施結果の活用方法及び事業終了後の事業計画について記載すること）
ウ.実施体制 (必須項目)	(i) 間接補助事業を実施可能な組織、人数が最低限確保されているか (ii) 間接補助事業を行うに当たり、必要な関係者が共同申請者、委託先、外注先として記載されているか
(加点項目)	(iii) 間接補助事業を行うに当たり、十分な能力のある体制を備えているか。過去の同様の調査事業を実施した実績を有しているか

<審査項目 3/6>

観点	評価基準
②間接補助事業/提案事業の実現性の審査	
エ.投資の蓋然性 (必須項目)	(i) 有望地域における具体的な用地やインフラを活用した事業計画となっているか(用地確保やインフラ確認等に関する計画を有しているか)
	(ii) (共用設備・施設の稼働のみ) 周辺地域の利用ニーズの立ち上がりや新規技術を柔軟に取り込める中長期的見通しをもったインフラ整備を予定しているか
(加点項目)	(iii) 提案事業の中で必要な許認可、法令適合性等を具体的に抽出・検討する計画となっているか
	(iv) 技術・市場・財務・規制、社会的受容性等の主要リスクを評価し、それに対する対策を検討する計画となっているか
	(v) AI やロボット等のデジタル技術を活用した DX に取り組んでいる、又はその計画を有しており、DX により省エネ・生産性向上等の効果が見込まれるか

<審査項目 4/6>

観点	評価基準
③産業競争力強化への貢献に関する審査	
ア.グリーン市場獲得に向けた事業戦略 (加点項目)	(i) 具体的な用途市場・想定顧客を見据えた事業計画となっており、当該市場の成長性及び他社に対する優位性等が見込まれるか (ii) 提案事業に関連する最終製品等のオフテイカーとなり得る事業者が具体的に見込まれており、市場浸透に向けた持続的なサプライチェーン構築に向けた検討状況が一定進捗していることが確認できるか (iii) 適切なオープン戦略(標準化等のルール形成、ライセンス等)及びクローズ戦略(知財・ノウハウ管理等)について、提案事業の特徴を踏まえた具体的な計画があるか (燃料転換及び共用設備・施設の稼働に該当する事業については対応不要)
イ.技術的革新性 (燃料転換：加点項目、 製造プロセス転換：必須項目、 GX製品の製造・研究開発及び 共用設備・施設の稼働：加点項目)	燃料転換については(i)を満たす場合に加点項目とし、製造プロセス転換は(i)又は(ii)のいずれかを満たすことを必須項目とし、GX製品の製造・研究開発及び共用設備・施設の稼働については(i)又は(ii)のいずれかを満たすことを加点項目とする (i) 提案事業で用いられる技術が、商用目的での使用が限定的であり、代替困難性・先行者優位性等により市場を形成・拡大し得るか (ii) 国際水準に照らし合わせて、提案事業の対象設備等が先進性を有するか
(加点項目)	(iii) 提案事業で用いられる技術について、申請時点における技術成熟度 (TRL：Technology Readiness Level) が示されているか
ウ.提案事業による 経済波及効果 (必須項目)	提案事業による一定の地域及び日本経済へのインパクト、提案事業としての成長率が見込めるか(総事業費、経済波及効果、雇用創出数、市場規模、IRR、CAGR等)

<審査項目 5/6>

観点	評価基準
④排出削減への貢献に関する審査	
排出削減への貢献に関する審査（必須項目）	<p><u>燃料転換</u> 提案事業実施後の燃料転換による高い CO2 排出量削減効果(直接排出 (Scope1) の CO2 排出削減)を推計しており、その効果の達成に向けた計画を提案できているか</p> <p><u>製造プロセス転換、GX 製品の製造・研究開発及び共用設備・施設の稼働</u> 提案事業において新たに生まれる GX 産業が最終的に脱炭素化につながるものであるか (ベースラインの CO2 排出量及び提案事業実施による CO2 排出量、提案事業実施後の排出削減率等に基づき、新たに生み出される製品・技術による環境負荷低減効果等が一定見込まれるか) (事業計画書には具体的な CO2 排出量、排出削減率等を記載すること)</p>

<審査項目 6/6>

観点	評価基準
⑤人材確保に向けた取組に関する審査	
ア.人材確保に向けた取組（加点項目）	間接補助事業の実施に当たり、賃上げ等の具体的な手段によって、人材確保に向けた取組を行っているか
イ.従業員の賃金引上げ計画の表明（加点項目）	暦年/事業年度において、対前年/前年度比で大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があり、その旨を従業員に表明しているか
ウ.ワーク・ライフ・バランス等の推進（加点項目）	ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて、女性の職業生活における活躍の推進や次世代育成支援対策、青少年の雇用の促進等に関する取組を行っているか ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか

(注1) 加点項目と記載している項目については、任意の項目である。実施しない場合も応募申請可能とする。

(注2) 必須項目と記載している項目については、漏れなく実施すること。

(注3) 間接補助事業者としての適格性を説明するために、財務状況の確認に関する補足書類(様式第2 間接補助事業概要説明書を参照)を提出することを推奨する。採択審査においては、経営基盤の健全性を重視する。

(注4) 「従業員の賃金引上げ計画の表明」に関して、応募申請時に賃上げの表明を行う予定があると選択した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ表明を実施することが必要となる。申請書

類において⑤人材確保に向けた取組に関する審査項目のイを記載した上で、賃上げ表明がなされなかった場合には、原則として交付決定を行わない。また、表明した賃上げ計画の実施状況については、報告を求める。

(注5) 「従業員の賃金引上げ計画の表明」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進」について、複数事業者での共同申請の場合は、共同申請者全者の実施が必要である。

5.5.2. 選定地方公共団体によるコミットの観点

選定地方公共団体からのコミットメント表明については、事業者が提出する書類に共同申請者として記載するとともに、間接補助事業に対する推薦状の提出を求める。

5.6. 審査結果の通知

審査結果（採択又は不採択）の決定後、事務局から速やかにJグランツにて通知する。また、補助要件を満たさない応募申請は、採択結果の最終公表を待たずに不採択の通知を行う場合がある。

5.7. 公開等

本間接補助事業では、提出書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募申請者の了解なしには応募の詳細内容等の公表は行わない。ただし、他の助成機関等からの依頼・問合せ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に応募申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがある。

また、公募の結果に関して、採択者名、事業実施場所、大企業／中小企業等の別、事業内容、事業総額、補助金交付決定額等について、原則公表を予定している。

5.8. 事前着手

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなす。）、支出等はできない。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出され、その後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出される。

補助金の対象となる経費の発注、契約、支出等の行為は、補助金交付決定通知後から可能となることが原則となる。ただし、間接補助事業の必要性・緊急性に鑑み、以下の「5.8.1. 事前着手届出の受付期間」、「5.8.2. 届出方法・提出先」に基づき事前着手届出を行い、「5.8.4. 事前着手の受理の通知等」のとおり事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認めることがある。

また、事前着手の申請を行う場合は、以下の点について十分に注意すること。

- ・ 「事前着手開始日として認める日」は、事前着手受理通知の発行日以降の日となる。これより前に実施した発注、契約、支出等に係る経費は補助対象外とする。
- ・ 事前着手受理通知を受けたとしても、補助金のルールに従った発注等の手続きが行われていない場合は補助対象経費とならない。詳しくは、別紙「補助金ルールの基礎説明について」を確認すること。
- ・ 事前着手の届出や受理は、補助金の採択や交付決定を約束するものではない。
- ・ 後段の「5.8.1. 事前着手届出の受付期間」に定める受付期間以降の届出は一切受け付けない。

5.8.1. 事前着手届出の受付期間

令和8年5月11日（月）～令和8年6月10日（水）18時まで

※上記期間に届出を実施・完了すること。受付期間以降の届出は一切受け付けない。

5.8.2. 届出方法・提出先

以下のウェブサイトから実施すること。

令和8年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業
(コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金) J グランツ

URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYiDMAX>

事前着手届出

URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYi3MAH>

5.8.3. 事前着手に関する情報

事前着手に関する情報は、事務局ウェブサイトにも掲載している。

URL : <https://gx-prefeed2026.jp/>

5.8.4. 事前着手の受理の通知等

事前着手は、事務局が当該届出の内容から交付決定前に着手する緊急性・必要性があると判断した場合、受理する。事前着手の受理後、事務局から結果を速やかに通知する。

事前着手が受理されたとしても、採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできない。また、事前着手受理通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注 (発注先への内示も発注行為とみなす。)、契約、支出等に係る経費は補助対象外とする。

事前着手届出が受理されなかった場合、交付決定日より前に発注、契約、支出等を実施した経費は補助対象外とする。

6. 交付申請

採択者に対して、別途案内するものとする。

7. 進捗確認等について

本間接補助事業では、補助金の効果的な利用を担保する観点から、事業期間中に事務局が間接補助事業の進捗を11月末ごろ目途に確認する。詳細な確認方法については採択者に対して別途案内するものとする。

令和8年5月

(主に事前着手届出を検討される方向け) 補助金ルールの基礎説明について

令和8年度 GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業事務局

- 間接補助事業は、**応募**→**審査**→**採択**→**交付申請**→**交付決定**→**間接補助事業開始(発注)**→**間接補助事業終了**→**(支払)**→**確定検査**→**補助金額確定**→**補助金交付**という流れが一般的であり、補助対象となる経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、間接補助事業期間中に終了(支払)したものを対象とすることが原則です。
- ただし間接補助事業では、必要性・緊急性に鑑み、事前着手届出が事務局に受理されれば、事前着手受理通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生(発注)した経費についても補助対象経費として認められる場合があります。ただし、「事前着手開始日として認める日」は、あくまで事前着手受理通知の発行日以降の日となります。
- 事前着手届出が受理され、かつ、採択された間接補助事業は、例えば、**事前着手届出**→**事前着手届出受理**→**間接補助事業開始(発注)**→**応募**→**審査**→**採択**→**交付申請**→**交付決定**→**間接補助事業終了(支払)**→**確定検査**→**補助金額確定**→**補助金交付**という流れとなり、交付決定前に発生(発注)した経費も補助対象経費として認められる場合があります。
- 間接補助事業で取得する建物等の財産に対する**抵当権の設定等の財産処分**については、事前着手届出受理の有無にかかわらず、交付決定日以降でないと認められませんので十分ご注意ください。
- 一方、補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なり、補助金のルールに従った手続きが求められます。事務局による確定検査を踏まえた補助金額の確定は、事前着手届出が受理された間接補助事業者に対しても、補助金のルールに従って実施いたします。
- 事前着手届出を検討している補助対象者におかれましては、補助対象となる経費の計上や、経理書類の保管等について、以下のポイントを十分にご認識ください。
- なお、間接補助事業の確定検査は、「補助事業事務処理マニュアル」(経済産業省)に準じて実施しますので、次の URL も参照いただき、不明点は必ず事務局へ問い合わせてください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

<補助金ルールの主なポイント>

- 同じ条件(仕様)に基づき、3者見積等を行い、価格競争により、発注先を選定(3者見積を取得できないことについての合理的な理由がなく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外とします。)

経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。

(出典) 経済産業省補助事業事務処理マニュアル P.33 委託・外注費に関する経理処理

- 仕様書、見積書・3者見積書、契約書、納品書、検収書、請求書等、一連の経理書類は、時系列で保管(確定検査時の証憑とする。)

原則として、(仕様→見積→契約→発注→完了報告→納品→検収→支払)の手順によって処理を行ってください。

また、設計図面や仕様書及び納品物等により、適正な取引が行われていることを明らかにする必要があります。

(出典) 経済産業省補助事業事務処理マニュアル P.33 委託・外注費に関する経理処理

以上

間接補助事業全体の流れ（概要）

	事務局	補助対象者	経済産業省
<p>公募</p> <p>* 公募締切 (令和8年6月10日18時)</p>	<p>公募開始 (令和8年5月11日)</p> <p>受付</p> <p>書類確認</p>	<p>応募 (該当者は事前着手届出)</p>	
<p>審査・採択決定</p> <p>* 採択先公表 (令和8年7月上中旬頃予定)</p>	<p>審査 (第三者委員会審査)</p> <p>採択決定</p> <p>採択公表</p> <p>採択者説明会</p>	<p>承認</p> <p>参加</p>	承認
<p>交付申請 (令和8年8月31日まで)</p>	<p>受付</p> <p>書類確認</p> <p>交付決定</p>	<p>(計画精査)</p> <p>交付申請 (修正)</p> <p>参加</p>	確認
<p>間接補助事業実施 (令和9年2月26日まで)</p>	<p>進捗確認</p> <p>(受付)</p> <p>(変更等承認)</p>	<p>間接補助事業着手</p> <p>進捗報告</p> <p>(計画変更申請)</p> <p>(通知受領)</p> <p>間接補助事業終了</p>	確認
<p>確定検査・補助金支払</p>	<p>確定検査</p> <p>補助金額確定</p> <p>支払</p>	<p>実績報告書提出</p> <p>請求書提出</p> <p>補助金受領</p>	承認

* 上記は現時点で想定される間接補助事業の流れであり、変更の可能性があります。

問合せ先

事務局問合せ先

申請書作成に当たっての問合せは、下記問合せフォームにて受け付ける。

コンビナート等再生 Pre-FEED 補助金事務局 問合せフォーム

URL : <https://business.form-mailer.jp/lp/8ad94e9c343100>

事務局ウェブサイト

本公募に関する情報は、事務局ウェブサイトにも掲載する。公募要領や申請書様式等は、当ウェブサイト若しくはJグランツからダウンロードすること。

URL : <https://gx-prefeed2026.jp/>

更新履歴

Ver.	公開日	ページ数	主な更新内容
1.0	2026年（令和8年） 5月11日	—	—（公募開始）
2.0	2026年（令和8年） 5月21日	P.24	■ 「5.5.1. 主な審査内容」を一部更新 ■ J グランツ 応募申請に係る URL を追記